

拡大型指名競争入札の事前公表

平成24年11月26日
 契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社
 盛岡管理事務所長 渋谷 優

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

なお、本工事は、入札前に入札参加者に対し東日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象工事である。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

工事の名称	八戸自動車道 軽米料金所改修工事
工事場所	自) 岩手県二戸市浄法寺町(浄法寺IC) 至) 岩手県九戸郡軽米町(軽米IC)
工事種別	建築工事B
工事概要	本工事は、八戸自動車道 一戸・軽米料金所外壁補修、一戸 TN・折爪 TN 電気室外壁補修、軽米料金所空調更新を行うものである。 工事概算数量 一戸、軽米料金所改修 2棟 一戸 TN、折爪 TN 電気室改修 2棟 軽米料金所空調設備更新 1箇所
工期	180日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

指名競争入札実施理由	本工事は東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第3項 - -イ)に該当するため、拡大型指名競争入札とする。		
指名通知の日	平成24年11月26日		
指名業者数	74者		
指名基準	<p>(1) 指名通知の日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）」第6条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、工事種別「建築工事B」に係る「平成23・24年度競争参加資格」の認定を受けていること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）に基づき、「地域2」において競争参加資格停止を受けていないこと。</p> <p>(5) 平成22・23年度に完成した当社の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに（2年連続して）65点未満となる者でないこと。</p> <p>(6) 平成14年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績を有すること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>同種工事</td> <td>鉄筋コンクリート造で延べ床面積 100 m²以上の建築物を新築、改築、増築又は改修した工事</td> </tr> </table> <p>(7) 岩手県に本・支店等の営業拠点を有する者であること。</p>	同種工事	鉄筋コンクリート造で延べ床面積 100 m ² 以上の建築物を新築、改築、増築又は改修した工事
同種工事	鉄筋コンクリート造で延べ床面積 100 m ² 以上の建築物を新築、改築、増築又は改修した工事		
その他	指名者は、入札書類を当社に発送する前において、いつでも自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができるが、その場合は、「辞退書（指示書様式2）」を提出すること。なお、辞退を理由として不利益な取り扱いはいはしない。		

3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項

<p>非指名者の競争参加</p>	<p>非指名者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。</p> <p>「平成23・24年度競争参加資格」の有資格者のうち、指名基準の(1)から(6)をすべて満たし、かつ、下記の「 」から「 」の条件を満たすことができる者。</p> <p>「平成23・24年度競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1)、(5)及び(6)を満たし、かつ、下記の「 」から「 」の条件を満たすことができる者。</p> <p>. 工事に係る配置予定技術者等</p> <p>次の条件を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(1) 配置期間</p> <p>審査基準日（競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の日。以下同じ）において、次に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。なお、専任を要する期間は、次のa）からc）に掲げる期間を除いて工事現場が稼働（準備工事期間を含む。）している期間とする。</p> <p>【専任を要しない期間】</p> <p>a) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（共通仕様書に示す「着工日」までの期間）</p> <p>b) しゅん功届を提出後、しゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間</p> <p>c) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>(2) 資格及び工事経験</p> <p>主任（監理）技術者が、確認申請書の提出期限日において当該工事に対応する建設業法の許可業種（建築工事業）に関わる資格を有する者であること。</p> <p>現場代理人、主任技術者、監理技術者のうち、いずれかの者が、平成14年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の工事経験を有すること。</p> <p>また、現場代理人を工事経験者とする場合は、確認申請書の提出期限日において当該工事に対応する建設業法の許可業種（建築工事業）に関わる資格を有する者であること。</p> <p>同種工事</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">鉄筋コンクリート造の建築物を新築、改築、増築又は改修した工事</p> <p>専任の主任技術者又は監理技術者にあつては、確認申請書の提出期限日において競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、確認申請書の提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。</p> <p>恒常的な雇用関係とは、国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係（以下「技術者の直接的かつ恒常的關係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。</p> <p>1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付、国総建第155号）</p> <p>2) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」（平成14年4月16日付、国総建第97号）</p> <p>3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成15年1月22日付、国総建第335号）</p> <p>なお、配置予定技術者が上記に示す技術者の直接的かつ恒常的關係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。</p> <p>イ. 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合</p> <p>営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から確認申請書の提出期限の日までの期間が3年以内であること。</p> <p>1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>2) 出向元企業の建設業の廃業届書</p> <p>3) 当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報</p>
------------------	---

- 4) 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面
- . 持株会社の子会社が置く技術者の場合
- 1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面
 - 2) 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）附則6の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面
- 八. 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合
- 1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面
 - 2) 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面
 - 3) 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から確認申請書の提出期限の日までの期間が1年以内であること。
- 監理技術者にあつては、確認申請書の提出期限日において有効な監理技術者資格者証を有し、かつ、確認申請書の提出期限日において有効な監理技術者講習修了証を有する者であること。

. 競争参加資格を有することを証明する資料（以下「技術資料」という。）に記載する施工実績又は工事経験は、次のイ. 又はロ. に該当する工事でないこと。

イ. 当社（旧日本道路公団を含む。）の発注した工事においては、成績評定が65点未満の工事

ロ. 国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事においては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

. 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記ロ. に示す本件工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ. 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

ロ. 設計業務等の請負人

設計業務等名	設計業務等請負人
保全点検業務等の実施に関する年度協定	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング

. 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記ロ. に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記ロ. に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ. 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 又は に該当する者である。

	<p>当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。</p> <p>業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。</p> <p>ロ．施工（調査等）管理業務の請負人</p> <table border="1" data-bbox="448 360 1426 432"> <tr> <td>施工（調査等）管理業務名</td> <td>施工（調査等）管理業務請負人</td> </tr> <tr> <td>保全点検業務等の実施に関する年度協定</td> <td>(株)ネクスコ・エンジニアリング東北</td> </tr> </table> <p>．審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。</p> <p>なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>イ．資本関係</p> <p>下記の 又は のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、イ．資本関係の項目内において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、イ．資本関係の項目内において同じ。）と子会社の関係にある場合。</p> <p>親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</p> <p>ロ．人的関係</p> <p>下記の 又は のいずれかに該当する二者の場合。ただし、 については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>一方の会社の役員（下記ニ．に示す定義に該当する者をいう。以下、ロ．人的関係の項目内において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。</p> <p>一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（下記ホ．に示す定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合。</p> <p>ハ．その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>その他、上記イ．又はロ．と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> <p>ニ．役員 の定義</p> <p>会社の代表権を有する取締役（代表取締役） 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。） 委員会等設置会社における執行役員又は代表執行役員</p> <p>ホ．管財人の定義</p> <p>会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人</p>	施工（調査等）管理業務名	施工（調査等）管理業務請負人	保全点検業務等の実施に関する年度協定	(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
施工（調査等）管理業務名	施工（調査等）管理業務請負人				
保全点検業務等の実施に関する年度協定	(株)ネクスコ・エンジニアリング東北				
<p>契約図書の配布方法等</p>	<p>配布期間：入札公告の日から平成24年12月11日（火）までとする。</p> <p>配布方法：工事請負契約書、入札者に対する指示書（【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》を用いるものとする。）、共通仕様書、入札説明書、金抜設計書、特記仕様書等は当社ホームページより入手するものとする。</p> <p>（契約書、指示書及び共通仕様書） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ （入札説明書、設計図書等） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p> <p>担当部署：東日本高速道路株式会社 東北支社 盛岡管理事務所 総務 （電話）019-638-0190</p>				
<p>競争参加に必要な手続</p>	<p>(1) 確認申請書の作成及び提出《「非指名者の競争参加」、 の者とともに必要》</p> <p>作成方法：配布する入札説明書及び確認申請書書式に記載のとおり</p> <p>提出期限：平成24年12月11日（火） 午後4時00分まで</p> <p>提出場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 盛岡管理事務所 総務 〒020-0841 岩手県盛岡市羽場11地割66</p> <p>提出方法：持参又は書留郵便（提出期限までに必着のこと）</p>				

	<p>(2) 「平成23・24年度競争参加資格審査」申請書の作成及び提出《「非指名者の競争参加」の者のみ必要》 作成方法：当社ホームページ『資格審査申請のご案内』参照 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/ 提出期限：平成24年12月11日（火）午後4時00分まで 提出場所：東日本高速道路株式会社 技術本部 技術部 調達企画課 〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング14階 （電話）03-3506-0214 提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送（宛名面に「緊急認定」と記載すること。）</p>
競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること《「非指名者の競争参加」、の者ともに必要》 競争参加資格確認結果通知予定：平成24年12月25日（火） (2) 当社から開札日までに、工事種別「建築工事B」に係る「平成23・24年度競争参加資格」の認定を受けていること《「非指名者の競争参加」の者のみ必要》 「非指名者の競争参加」、の者ともに、指名通知の日から落札者決定の日までの間に当社から「地域2」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p>
入札・開札執行	<p>(1) 入札書類の提出 提出期間：最終見積書提出期間最終日の翌日から平成25年2月21日（木）午後4時00分まで 提出場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 盛岡管理事務所 総務 提出方法：書留郵便（提出期限までに必着のこと） (2) 開札 開札日時：平成25年2月22日（金）午後2時00分 開札場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 盛岡管理事務所 会議室 開札への立会いと持参書類 指示書[20][2]のとおり (3) 落札者の決定 指示書[21][4]のとおり</p>
その他	<p>(1) 本工事若しくは本業務の請負人、本工事若しくは本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事若しくは本業務の下請負人、本工事若しくは本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事若しくは本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。 「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のイ．又はロ．に該当する者である。 イ．当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。 ロ．代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。 (2) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、当該確認結果通知を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、契約責任者に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由について この説明を求めることができる。この説明を求める場合は、平成25年1月9日までに、本書面に示す盛岡管理事務所 総務へ、その旨を記載した書面を提出して下さい。</p>

以上